

「生駒市立小・中学校校内LAN整備業務に係る変更契約の締結について」

の説明資料

●根拠

平成26年12月9日議決の「専決処分事項の指定について」

増減する金額が当初請負金額の100分の10に相当する金額（その金額が3,000万円を越えるときは、3,000万円）を越えない変更契約を1回限り締結することができる。

●変更内容

生駒市立小・中学校校内LAN整備業務について、下記の事項について業務の変更が生じたことから、変更契約を行うものです。

○充電保管庫設置に伴う電源工事の増加

充電に必要な電気容量が、当初見込みより上回ることとなったため、ブレーカー回路の増強や教室別に充電時間帯を分けるためのタイマーを追加

○無線アクセスポイントの仕様の変更

新しいWi-Fi規格に対応した機器に仕様変更

○現地調査や学級数の増減を踏まえた数量の変更

ハブBOX：13台増、充電保管庫：6台減等

(単位:円)

		当 初 設 計	当 初 請 負	変 更 設 計	変 更 請 負
総合計		325,050,000	209,000,000	353,067,000	227,011,400
内 訳	合 計	295,500,000	190,000,000	320,970,000	206,374,000
	消費税相当額	29,550,000	19,000,000	32,097,000	20,637,400

$$\text{請負率} = \frac{190,000,000 \text{ 円}}{295,500,000 \text{ 円}} = 0.64297$$

変更前契約金額 209,000,000円

変更後契約金額 227,011,400円

今回増額金額 18,011,400円